

委託医療機関以外で定期予防接種を希望される方へ

浜田市では、保護者の里帰り等により、県外等の委託医療機関以外で定期予防接種を実施される方の予防接種費用を負担しています。

対象となる方は…

- ① 接種日に浜田市に住民票のある方
- ② 定期予防接種の対象年齢である方
- ③ 保護者の里帰り等により、遠方の市区町村に長期滞在される方



対象となる予防接種は… 予防接種法に基づく定期接種(A 類疾病)
(高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種等を除きます)

接種をする前の手続き

- ① 接種を希望する医療機関（または市区町村）へ確認する。
 - ・ 接種が可能であるか
 - ・ 依頼書を送付する先の名称・住所
 - ② 市へ交付依頼書を提出する。
 - ③ 市から接種する医療機関（または市区町村）へ依頼書を送付する。
 - * 依頼書は交付日から 6 か月間有効です なお、子宮頸がん予防接種キャッチアップ制度の依頼書の有効期間は交付日から 12 月とする。
- △急ぎの場合は、市から依頼書をもらい接種する医療機関（または市区町村）へ渡し、接種を受ける。
- * 交付依頼書の提出は郵送でも可能（様式は市ホームページにあります）

接種後の手続き

- ① 接種費用を全額支払い、領収書（予防接種とわかるもの）と予防接種の記録（母子健康手帳への記録または予防接種済証）をもらう。
- ② 市へ接種費用の請求手続きを行うため、請求書を提出する。

持ってくるもの

 - ・ 領収書（予防接種とわかるもの）原本
 - * 明細書があればご持参ください
 - ・ 予防接種の記録（母子健康手帳または予防接種済証）
 - ・ 振込口座のわかるもの（通帳）

* 請求手続きの期限は、接種日から 1 年以内です
- ③ 市から指定口座に接種費用（限度額内）の振込みを行います。

【お問い合わせ・申請先】

子ども・子育て支援課(子育て世代包括支援センター) (Tel22-1253)
金城支所 市民福祉課 (Tel42-1235) 旭支所 市民福祉課 (Tel45-1435)
弥栄支所 市民福祉課 (Tel48-2656) 三隅支所 市民福祉課 (Tel32-2806)